

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会

第53期第6回本審 議事録

- 1 日 時 令和3年10月14日（木）10時00分～10時32分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟1階大会議室
- 3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、
高峰委員、本田委員
（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、近藤委員、
坂本委員、原委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、渡邊賃金
室長、奥山賃金指導官、秋吉専門監督官、中野専門監督官

4 議 題

（1）特定（産業別）最低賃金改正答申

（2）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第53期第6回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員のご出席は、15名でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項の、定足数を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、取材のため報道関係の方がお見えでございます。最低賃金制度、最低賃金審議会の広報のため、ご

協力をお願い申し上げます。

熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、会議の公開の公示をいたしておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

会長 お願いいたします。

賃金指導官 恐縮ですが、マスコミの方の撮影及び録音はここまででお願いいたします。なお、ここからはマスコミの方につきましても、傍聴のご希望がございましたら、傍聴の留意事項を遵守していただければ、退席なく審議会の傍聴ができます。

会長 おはようございます。それでは、私から特定最低賃金の報告をしたいと思います。

議題の電気器具、輸送機器の特定最低賃金の改正でございますが、電気機械専門部会、輸送機械専門部会におきましては、改正決定に係る審議が全会一致で結審いたしております。

そこで、最低賃金審議会令第6条の第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とし、既に答申文は出しております。答申文の写しですかね、これをお手元にお配りいたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

その審議経過につきまして、これから各部会長からご報告をお願いいたします。

まずは、電気機械専門部会につきましては、部会長の私から報告をしたいと思います。

それでは、電気機械の経過をご報告いたします。結論ですけれども、3回の会合を重ねまして、27円アップで全会一致の結論となりました。2年連続してのコロナ禍での協議でしたけれども、労使双方の理解と積極的なイニシアチブで全会一致で決めることができました。感謝したいと思います。

経緯を簡単にご紹介をしたいと思います。これは、数字を出してよろしいですね。

第1回に労働側から30円の提示がありました。理由としては、地域別最低賃金より高いという産業の優位性、それから魅

力ある熊本づくりには賃金が伴っていないのだというご主張がありました。それから、これに対して使用者の方は20円ということでありました。労働側の趣旨はよく分かります、しかし今は出せる環境にはありませんということ、それから地域別最低賃金の28円を超える額は、想定できないということで、過去5年間の産別の平均で考えたいということでありました。

提示額の幅が大きかったので、公益として再提示を求めました。それに対して、労働側が29円ということを出してこられました。これは、地域別最低賃金のアップ率を参考にされて、小数点以下を切り捨てるという考えでありました。これに対して使用者側は、具体的な金額は示されなかったのですけれども、もう少し労働側の話を知りたいという意向でありました。

そこで、公益から発言をさせてもらいまして、3つを確認したいということを言いました。一つは、産別は労使のイニシアチブが根幹という、そういう制度設計になっている。その前提は双方の意見を聞くことだろうと。

それから二つ目は、産別というのがそもそも基幹産業としての位置づけであると。先ほども申しましたが、熊本にはこれから数千億円規模の投資が行われる、それは国家的な要請に基づいている、そういう動きが具体化しているということ。それから足下のコロナの問題ですけれども、全く先行きが見えなかった去年とは少し事情も違うのではないかということを議論いたしまして、労使それぞれに再提示の額を求めました。

それで、労働側は、29円は譲れないという主張に対して、使側は歩み寄って23円という考えを出されました。そこで公労、公使、全体会議等々を開きまして、最終的に労働側が28円、これは地域別最低賃金のアップ額は守りたいということであり、それから使側は24円ということで、この24円は賃金改定状況調査第4表のDランクの記述から導いたということで、随分それぞれ歩み寄っていただきました。

それでもまだ開きがございましたので、公益としては確認できることとして、2点を確認しました。一応、お互いまず第1点は、全会一致を目指したいという方向は同じだろうということ。それから、全会一致という、熊本のこれまでの基本的立場とこれまでの経験、これは大事にしたいということが労使双方ありましたので、公益として具体的な金額を提示する時期だろ

うということで、公益は27円を提案いたしました。

27円の根拠については、一つはコロナ禍の中で昨年は4円のアップだったのですが、その後、最終的な賃上げ等の数字を見ると、経団連の数字でも、連合の数字でも一点幾つというアップ率をしていると。これに、今年のアップ率を加え、去年が4円だったことで、2年分のアップという金額、それを掛けると26円幾つという数字が出てくるのですが、ここに一定の合理性もあるのではないかとということ。

2番目は、先ほど申しましたが、電機産業が今や熊本の中核といえるほどの産業となっている。しかも、大型投資の話もある。そういう中での基幹産業としての役割がやはりあるのでは、というのが2点。

それから、全産業を28円上げて、これが10月1日からスタートしている。この金額については、いろいろ議論はありますが、全体的に好調な電気機械がそれを大きく下回るといのはなかなか理解が得られないのではないかと。

それから、4番目が27円という数字は、影響率でみた場合、一定の額の中に収まる。

それから、5番目は使用者側から地域別最低賃金アップの28円という数字に非常に強い拒否感があつたことも、公益としては無視できないということで、以上の総合判断として27円を提示しました。

これに対して、労働側、使用者側、それぞれ異議がないということで、了承していただきました。労使双方には、真摯でかつ忌憚のない意見を出してもらって感謝しております。この経験を、今後の熊本の審議会に生かしていければと思っております。

以上が、電気機械器具部門についての私の報告です。

次に、輸送機械部門につきましては、公益委員から報告をお願いいたします。

公益委員

皆様おはようございます。それでは、私から自動車、輸送機械に関する部会の特定最低賃金の審議会について、ご説明させていただきます。

結論といたしましては、最終的に前年プラス14円、時給902円ということで、全会一致という形で話がまとまっております。

ます。ご協力いただきました委員の皆様には、お礼を申し上げます。

それでは、経緯でございます。まず、第1回目、ここでは労側はプラス15円というご提示をされました。一方、使側はプラス1円というご提示でございました。それぞれの理由でございますが、労側といたしましては、そもそもこの特定最賃の役割というのは組織労働者が獲得した企業内最低賃金を未組織労働者に波及させて、格差是正を図る役割を担っているという理解の下、現在の景況判断として少しずつ明るい兆しが見え始めており、半導体不足の影響で生産調整というものは行われておりますが、雇用調整の方は実施されていない状況であること。それから、本年度の地域別最低賃金の引上げ率が前年度プラス28円、アップ率が3.53%ということでありまして、これを前提といたしますと、特定最低賃金につきましては、率の方を踏まえるとプラス31円、それから引上げ額を踏まえるとプラス28円を本来であれば主張したいと。しかしながら、特定最低賃金におきましては労働協約に基づく協約最低額というのを超えられないという運用上のルールがございますので、上限額ぎりぎりということでプラス15円を主張したいということでございました。

一方で、使側でございますが、半導体不足による減産による影響、あるいは電気自動車化、脱炭素化といったものに伴います構造転換及び新たな設備投資の必要性、特に中小が多い熊本では、厳しい状況があるということ。それから、社会業界におきましては、売上の台数というのが減っているという状況がある中で、やはり経営者側としては慎重な判断というのが求められており、ちょっと引上げに応じるのが難しい状況であるということでございます。本来であれば、使側としてはゼロ回答にしたいのであるが、せめてもの有額ということでプラス1円を主張したいということでございました。

この額の提示のまま、1回目の審議会を終了いたしまして、次に行われました2回目、こちらでは労側は第1回と変わらずプラス15円。一方、使側からは引上げをいただきまして、プラス8円ということでご提示をいただいております。その際の理由といたしましては、労側としましてはハローワーク等に出てきております実際の求人票における賃金の状況、それから既

に熊本県より前に結論が出ております他県の状況等を踏まえると、やはりプラス１５円をお願いしたいということでございました。

一方、使側におかれましては、日銀短観の業況判断ＤＩ、同じく熊本支店の業況判断ＤＩ等を見ますと、業況自体は必ずしも良好であるとは言い難いと。一方で労側が主張されている基幹産業で働く労働者の人材確保の必要性や特定最低賃金の優位性の維持という、そういう点についてはご理解をいただけるということで、協調する姿勢を使側としても示したいのだとおっしゃっていただきまして、令和３年の賃金改定状況調査第４表の０．９をその根拠に、前年の８８８円に０．９を乗じて算出されるプラス８円を主張ということでございました。

第２回目に関しましては、そこまでで協議は終了いたしましたして、最終的には昨日行われました第３回目で結論に至っております。ここでは、労側といたしましては、近年のこの特定最低賃金の優位性の経過というものをちょっと問題視され、当初３回目は前回と変わらずプラス１５円ということでございました。

一方、使側は、労側の主張に理解を示しつつ、やはり県内産業の実情というのを考慮し、あるいは各事業者の事業継続性を確保できる範囲での賃金上昇であるべきということで、プラス１２円というご提示をいただいたところでございます。

３回目、ご提示いただいた時点で、依然として３円の開きがございましたことから、公益見解として少しお話をさせていただきました。そこでは、経済状況としては、少なくとも底が見えないという状況ではなく、改善の兆しというのも見られているということ。それから、特定最低賃金の優位性を維持し、基幹産業の労働者確保の必要性というのが高いこと。他方で、もちろん県内産業の実情等も考慮すべきであるということ。ということを総合考慮いたしまして、影響率なども勘案の上、プラス１４円ということで公益見解を提出させていただきましたところ、労使双方にご了承いただきましたので、このような結論に至っております。

ご報告は以上でございます。

会長

ただいまの部分で、電気機械専門部会、輸送機械専門部会の報告につきまして、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしいですかね。

全員

はい。

会長

ご意見もご質問もないようですので、電気機械専門部会、輸送機械専門部会の報告については、ご了解いただいたということで進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、あらためまして、ここで当審議会から局長へ、電気機械専門部会、輸送機械専門部会の答申文をお渡ししたいと思います。

先ほど説明しましたが、それぞれ二つの特定最低賃金専門部会におきましては、全会一致で結審しております。最低賃金審議委員会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議として答申されております。そのため、答申文の日付は本日ではなくて、それぞれ結審をした日となっております。

熊本労働局長 木下正人殿 熊本最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は令和3年8月5日付 熊労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので、答申する。

最低賃金 1時間863円、プラス27円です。それから輸送機械についても答申で金額は1時間902円、プラス14円です。よろしくお願いいたします。

局長

ありがとうございます。

それでは、ただいま会長から答申文をいただきましたので、あいさつをさせていただきたいと思います。

今年の電気機械、輸送機械、二つの特定最低賃金について改正審議をいただいたところでございます。審議結果につきましては、ただいま各専門部会の部会長である会長、また会長代理から報告があったところでございます。新型コロナの状況、ワ

クチン接種が進んだり、さまざまな経口の治療薬とかが出てきて、コロナウイルスとのつき合い方についても少しずつ変わってきている状況、さらに会長からありましたように、大型の工場が県内に誘致されるというニュースはあるものの、一方で有効求人倍率がまだ1.34というふうに、一昨年に比べるとまだまだ低い状況になっているところでございます。

なかなか人手不足が進んでいる中での特定最低賃金ということ、昨年は新型コロナの影響が劇的であったことからなかなか審議が難しかったと思いますが、今年はもしかしたら、去年よりもさらに難しい審議になっていたのではないかなと拝察するところでございます。

そういった中におきまして、二つの特定最低賃金が全会一致で議決されたということは、大変意義深いと思いますし、事務局として大変ありがたいと思っているところでございます。

今後は、指定発効日の12月15日を目指しまして、事務的な手続きを進めつつ、関係労働者、関係事業場への周知を徹底的に行うことによって、円滑な特定最賃の施行を目指してまいりたいと思っているところでございます。

今回は、どうもありがとうございました。

会長

ありがとうございました。それでは、次の議題に入ります。「特定最低賃金の二つの専門部会の廃止について」でございますけれども、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

「熊本県特定産業別最低賃金専門部会の廃止について」でございます。最低賃金審議会令第6条第7項で、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされております。また、最低賃金関係事務取扱手引においては、専門部会の任務を終了する前におきましても、あらかじめ「専門部会がその任務を終了したときは、当該専門部会を廃止する」旨の議決を行うこともできるとされております。

本日14日から、熊本地方最低賃金審議会の答申要旨に関する公示を10月29日までいたします。それに対する異議申出が提出されれば、本審を11月1日に開催しますが、異議申出がない場合は、本審を開催する必要がございませんので、本日

の本審におきまして、「特定産業別最低賃金専門部会がその任務をしたときは、当該専門部会を廃止する」との議決をあらかじめお願いしたいということでございます。

以上、よろしくお願いします。

会長 今の説明を受けまして、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、それから熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会、この二つの部会は、任務を終了したところで廃止するという事でよろしいでしょうか。

全員 はい。

会長 どうもありがとうございました。それでは、この二つの専門部会については、廃止することといたします。

賃金指導官 恐縮ですが、マスコミの方の撮影及び録音は、ここまででお願いいたします。なお、ここからはマスコミの方につきましても、傍聴のご希望がございましたら、傍聴の留意事項を遵守していただければ、退席なく審議会の傍聴ができます。

会長 それでは、最後に本日の議事録及び審議会の公開の有無についてお諮りします。議事録については公開、資料につきましてもは公開としますが、専門部会審議経過につきましてもは、提示金額等の記載がされておりますので、非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですかね。

全員 はい。

会長 それでは、本日の議事録については公開、また資料については公開としますが、専門部会の審議経過については非公開といたします。なお、審議経過について、金額審議の過程が記載されておりますので、その取扱いには十分注意をお願いいたします。

次に、事務局から今後の審議会の日程等について、説明をお願いいたします。

賃金室長

今後の審議会日程についてご説明いたします。特定最低賃金の改正につきまして、本日14日から15日間、熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行うことになります。10月29日までに異議申出がありました場合、第7回本審、異議審を11月1日月曜日10時から、A棟10階大会議室で予定しておりますので、そのとき改めてお知らせ申し上げます。異議申出があった場合、すぐにメールを出します。

異議申出がない場合は、10月29日金曜日17時過ぎに最終的な連絡をいたします。よろしくお願いいたします。

今後行われる審議会については、各委員の皆様に日程調整をいたしますが、来年3月3日から10日までのうちの土日を除いた日で第8回本審を開催いたしますので、日程表をまた送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

来年の3月3日から10日で、若干遠い日程でありますけれども、よろしくお願いいたします。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

以上で、本日の審議会を終了いたしますが、今年も非常に難しい議論であったと思います。落ち着いてきたとはいえ、まだコロナ禍の深刻な影響がありますし、これは無視できない現実であります。昨日ですかね、新しい薬がオーケーになって、まん延防止が終わるということで、一步また新しい事態に進んでいくのだらうと思いますけれども、熊本県内のいろんなものが傷んでいるような気がします。

その中で、私たちは希望ある熊本づくりというのをしていかなければならないのだらうと思っております。その希望の一つはやっぱり、一つの表現としては賃金があるのだらうと思います。熊本で働いてよかったと思える賃金というのは、この間の議論を聞きながら、労使ともに異論のないところだらうと思っております。それをどう実現されるかということで、会社がなくなったら元も子もないのですけれども、制度的な補助の面も含めて、それぞれの各団体で知恵を出していく必要があるように思っております。

今年の議論を振り返る中で、やっぱり大分をはじめ、各県と

もそれぞれ工夫をしながら、新しい姿をつくろうとしていることが感じられました。地域別最低賃金も特定最低賃金も、熊本は先頭集団という位置づけというか、役割を担っております。他県を参考にするとということができないという中で、逆に言えば熊本はこうなのだよということをアピールできる立場にもあると、考えることもできるのかなと思います。

今年の議論を、また来年の実りある議論につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。重ねて、今回、労働者側、使用者側もご協力に感謝したいと思います。ありがとうございました。

全員

ありがとうございました。